

栗原市職員採用試験

《社会人経験者》

令和6年4月25日

栗原市総務部人事課

- 申込受付期間 令和6年4月25日(木)～令和6年5月19日(日)
- 第1次試験日 令和6年6月7日(金)～令和6年6月16日(日)
- 採用予定日 令和7年4月1日

最終合格者との調整により令和6年10月1日からの採用が可能となります。

この試験は栗原市において、民間での職務経験を通して培った能力を栗原市のまちづくりに活かすために、即戦力となる職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職種	採用予定人員	職務内容
社会人経験者 (高校卒業程度)	行政	3人程度	本庁、総合支所、水道事業、病院事業など市政事務のあらゆる分野で、施策立案、税務、窓口等の様々な行政事務に従事します。
	建築	2人程度	建築分野の技術的・専門的業務に従事します。
	土木	3人程度	土木分野の技術的・専門的業務に従事します。

(注) 採用予定人員は現時点での予定であり、今後、変更になることがあります。

2 受験資格

下記の(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない方であれば受験できます。

(1) 資格

試験区分	職種	受験資格
社会人経験者	行政	次のいずれにも該当する方 ① 昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 ② 直近7年(平成29年5月1日から令和6年4月30日まで)中に通算4年以上の職務経験を有する人 (令和6年4月30日現在)
	建築	次のいずれにも該当する方 ① 昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 ② 直近7年(平成29年5月1日から令和6年4月30日まで)中に通算3年以上、建築物の計画、設計、積算、工事監理又は施工管理(施工管理補助を含む。)等の職務経験を有する人若しくは建設設備(空調・換気、給排水衛生、電気)の施工管理(施工管理補助を含む。)等の職務経験を有する人 (令和6年4月30日現在)

	土 木	次の <u>いずれにも該当する方</u> ① 昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 ② 直近7年（平成29年5月1日から令和6年4月30日まで）中に通算3年以上の土木工事の計画（調査を含む。）、設計、積算又は施工管理（施工管理補助を含む。）の土木に関する職務経験を有する人 （令和6年4月30日現在）
--	-----	--

職務経験の考え方は以下のとおりです。なお、詳細は質疑応答をご覧ください。

- ① 「職務経験」は、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等として、週33時間45分以上の勤務（就業規則で定められた勤務時間。残業時間を除く。）を1年以上継続して勤務した経験が該当し、これらの職務経験期間が、直近7年（平成29年5月1日から令和6年4月30日まで）通算4年以上（建築、土木については3年以上）あることを要します。（1か月未満の日数は、30日を1か月として計算します。）
- ② 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数箇所勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- ③ 建築、土木を希望される方について、建築、土木作業員としての業務（設計図書のトレース、現場作業、計器類の監視・記録、機器類の運転）、造園の植栽工事、その他工事施工における単純労働等は職務経験に含まれません。
- ④ 休業等（傷病休暇、育児休業等）のために従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験には通算できません。（産前産後休業の期間は通算できます。）この場合、当該休業等に引き続く前後の勤務期間は職務経験に通算できます。
- ⑤ 同一の雇用者に実態として1年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日間以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上あれば、その期間を職務経験に通算することができます。
- ⑥ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、前歴証明書等を提出していただきます。

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない方
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方、又はその刑の執行猶予の期間中の方その他その執行を受けることがなくなるまでの方
- ③ 栗原市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試験科目	試験時間	方法
職務能力試験	60分	(1) 地方行政への関心と理解 (2) 文章を正確に理解し、事務を円滑に遂行する能力 (3) 論理的に思考し、判断する能力 (4) 現状や統計等の資料を分析し、課題を発見する能力 (5) 国内外の社会情勢への理解と新たな課題（地球環境、ICT化等）に対応するための基礎知識 上記に焦点を当てた4肢択一式による試験を行います。

職務適応性検査	20分	公的部門の職員としての職務への適応性を検査します。
---------	-----	---------------------------

(2) 第2次試験

試験	試験時間	方法
論文試験	60分	文章による表現力、内容構成等の能力について論文による筆記試験を行います。
人物試験	30分程度	個別面接により主として人物について試験を行います。
	3分程度	課題に対するプレゼンテーションを行います。
資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

4 受験手続き及び受付期間

(1) 受付期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月19日（日）まで

(2) 申し込み方法

市のウェブサイト専用応募フォーム（電子申請）により申し込んでください。



<https://lgpos.task-asp.net/cu/042137/ea/residents/procedures/apply/803f21ff-8935-4db4-b9f0-178569699c64/start>

ウェブサイトでの申し込みが出来なかった方又は特別な事情によりウェブサイトによる申し込みが困難な方は、栗原市人事課までお問合せください。

(3) 受験番号について

申し込みが受理された受験申込者には、登録されたメールアドレスに受験番号を送付します。申し込みから2営業日が経過しても受験番号が届かない場合には、連絡をお願いします。（連絡先：栗原市総務部人事課 TEL0228-22-1159）

5 試験日及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
試験日	令和6年6月7日（金）から令和6年6月16日（日）までの期間のうち1日を自ら選択	7月上旬を予定
試験会場	全国に約200か所あるテストセンターのうちから1か所を自ら選択 ※ 予約方法については、次の6に記載する「テストセンターの事前予約について」参照	栗原市役所 （栗原市築館薬師一丁目7番1号）

6 テストセンターの事前予約について

事前予約の方法	登録されたメールアドレスに会場予約に必要なマイページURL、ログインID及びパスワードが送信されますので、各自で予約専用サイトにアクセスをして受験日と会場予約してください。 ※ 予約状況によっては、希望する日時・会場が選択できない場合がありますので、早めに会場予約を行ってください。
---------	--

	会場予約用メール発信元：no-reply@cbt.j2-cloud.jp
受験のキャンセル	受験日の1営業日前の17時までに予約変更手続きを行ってください。
試験当日	予約した日時に会場へ行き、受験をしてください。 テストセンター会場では本人確認のため、「本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の提示が必要となります。

7 合格者の発表

- 第1次試験合格者の発表は、令和6年6月24日（月）に市役所前掲示場への掲示及び市ウェブサイトに掲載するほか、合格者に通知します。（発表は、変更になる場合があります。）
- 最終合格者の発表は、令和6年7月17日（水）に市役所前掲示場への掲示及び市ウェブサイトに掲載するほか、合格者に通知します。（発表は、変更になる場合があります。）

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、開示請求によらずに即日での提供を請求することができます。請求をする場合は、受験者本人が運転免許証等の本人確認書類を持参の上、午前9時から午後5時までの間に、下表の開示場所に直接おいでください。

ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日）は、受け付けいたしません。なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる方	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	順位及び得点	合格発表の日から 1か月間	栗原市役所2階 総務部人事課
第2次試験	第2次試験受験者			

9 合格から採用までの手続き

- 最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。なお、任用候補者名簿の有効期限は、原則として1年間です。
- 採用は、「令和7年4月1日」の予定です。ただし、最終合格者との調整により、令和7年10月1日からの採用が可能となります。
- 最終合格者には、最終合格発表後に、職務経験期間を確認するため、勤務先等が発行する職歴証明書等の提出をしていただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合には、採用されません。

10 給 与

- 社会人経験者の初任給は、おおむね次のとおりです。職歴により一定の基準に従い職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。

試験区分	職種	初任給（現行額）	備考
社会人経験者	行政・建築・土木	240,900円	民間企業17年(35歳)

- 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

11 その他

- 受信設定確認のお願い

あらかじめ、市役所及び会場予約用メールが受け取れる設定をお願いします。セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性がありますので、必ず事前に事前に受信設定の確認をお願いします。

- (2) 今後、情勢の変化により採用試験に関する変更点については、栗原市ウェブサイトでお知らせしますので確認してください。
- (3) この試験についての問い合わせは、栗原市総務部人事課でお答えします。

----- 【質疑応答】 -----

Q 1 : 受験するために必要な学歴や免許・資格はありますか。

A 1 : 学歴や免許・資格の要件は特にありません。したがって、年齢、職務経験等の受験資格を満たしていれば、例えば、大学を中途退学した方、又は高校卒業・中学卒業の方でも試験を受けることができます。

Q 2 : 「直近7年中に通算4年以上の職務経験」とは、どのような場合が該当しますか。

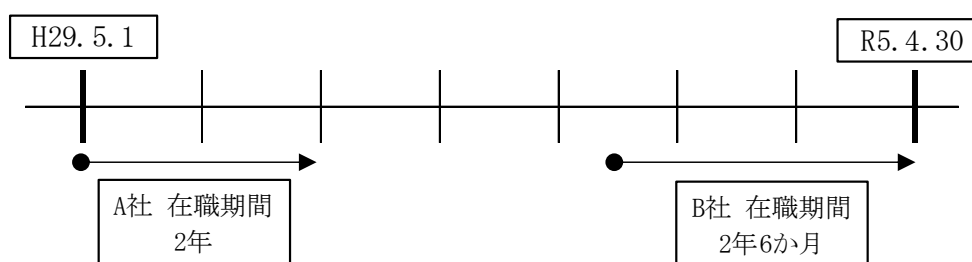
A 2 : 認められるケース、認められないケースの一例は次のとおりです。

※「直近7年中」とは、平成29年5月1日から令和6年4月30日までです。

【例1】認められるケース

直近7年中の勤務状況が、次のような場合は要件を満たします。

A社:在職期間2年、B社:在職期間2年6か月で通算で4年6か月で要件の4年以上を満たします。



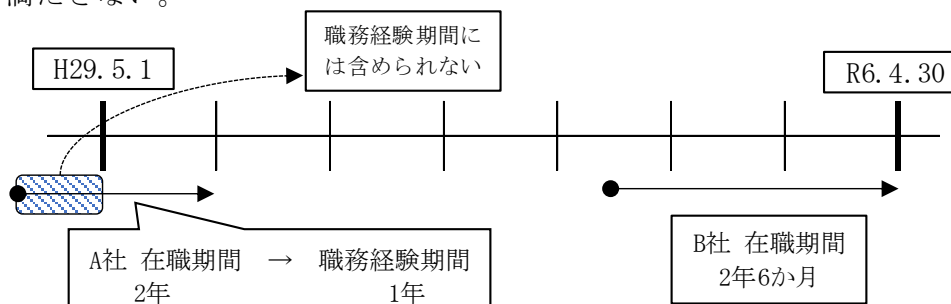
ただし、勤務時間が週33時間45分未満の期間や、1か月以上の休業・休職の期間があれば、職務経験の期間から除きます。

なお、勤続1年未満の勤務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。

【例2】認められないケース

直近7年中の勤務状況が、次のような場合は要件を満たします。

A社:在職期間2年(うち直近7年中の期間は1年)、B社:在職期間2年6か月であった場合、直近7年中の勤務経験年数は通算で3年6か月で要件の4年以上を満たさない。



Q 3 : 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算できますか。

A 3 : 契約先や派遣先として同じ事業所等に継続して1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が1年未満である場合は、実働期間が継続していたとしても職務経験には含めることができません。

また、前の会社に籍を置いたままの出向であったことが証明できる場合は、出向前後の会社での職務期間を通算できますが、退職派遣・転籍等の場合は通算できません。

Q 4 : 職務経験の期間から除かれる期間には、どのようなものがありますか。

A 4 : 休業等（傷病休暇、育児休業等）で実際に業務に実施しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を除きます（産前産後休業の期間は通算できます。）。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます（休業等の期間分を差し引きます。）。

栗原市総務部人事課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

TEL : 0228-22-1159

E-mail : jinkyu@kuriharacity.jp